

2010年9月21日

要 望 書

宅老所を全国に広める会
座長 西田京子（印省略）

1. 「宿泊付きデイ」を新しい介護保険サービスとして導入することを歓迎します

宅老所の多くは、「宿泊付きデイ」を自主事業として実施しています。多くの地方自治体の中には、今でも「デイの後の泊まりは認めない」としているところがあります。厚労省がこれまで3回にわたり「デイの後の泊まりは問題ない」と通知を出しているにもかかわらず、無視しているのか、知らんぷりをしています。新サービスに決まれば、そういう事態がなくなるからです。

2. 制度化にあたって問題点があります

厚生労働省が制度として「宿泊付き」を導入する場合には、基準が設けられることになるでしょう。その内容が不安です。

もし、泊まり定員や一カ月の泊まり日数の上限、連続泊まり日数の制限、泊まりスペース、夜勤者の確保などで基準が厳しく設定されると宅老所の運営に影響が出ます。小さな民家を活用している宅老所では、こうした基準をすべて満たすことができなくなる恐れがあります。

その時に、ひとつ屋根の下で、基準を満たしたスペースとそうでないスペースで同時に泊まりを実施する可能性があります。要介護高齢者も1割負担という低料金に惹かれて、制度を利用する人が出るからです。

制度内と制度外（自主事業）の利用者を同時に泊めると、それぞれに夜勤者が必要となり、2人を確保しなければなりそうですが、そのようなことはできません。

そこで、例えばお泊まり定員が9人とした場合に、制度利用者が3人の時には、制度外利用者が6人まで泊まれるという仕組みにすればいいのではないのでしょうか。

今でも、デイサービスでは、定員までの障害者利用を認めているので、この方式を活用すればどうでしょうか。

3. ショートステイの仕組みを改めていただきたい

厚労省がお泊まりデイを導入する理由に、ショートステイの機能不全を挙げています。需要にできていないのです。大幅に不足しているショートステイを増やさねばなりません。デイサービスと同様に自由な選択ができるほど必要です。地域に作る「単独ショートは20床以上」という現行の基準が壁になっています。

保険者の市区町村が「基準該当」として認めれば、20床未満でも開設できますが、全国の都道府県のうち、「基準該当ショート」が一件もないのが30府県、わずか一件が10県です。全国171件のうち、長野県、富山県が各37件、30件。この2県で全体の4割を占め、次は、13件の千葉、三重両県です。

富山県、長野県を除くとほとんどの市町村は「前例がない」「聞いていない」として、基準該当に拒否姿勢をとっています。

そこで、20床の基準を改め、1床でも国基準として認めるべきだと思います。そうすれば、保険者の思惑にかかわらずショートが開設できます。

4. 社会福祉法人は、率先してデイでの「宿泊付き」を実行すべきです

社会福祉法人の運営するデイサービスでは、全くと言っていいほど「宿泊付きデイ」が実現されていません。社会福祉法人の場合、デイは大きな特養に併設されており、宿泊スペースは十分にあります。「定款にない」「夜勤者がいない」などと弁解していますが、目の前の利用者の切実な要望に応えるのが公益法人の本来の使命です。納税の義務を免除されているのはそのためです。

宅老所や小企業が手掛けている「宿泊付きデイ」を厳しい基準で抑え込むのではなく、社会福祉法人に実行を迫る仕組みにすべきでしょう。

まして、小規模デイの給付を下げるようなことはしないでください。

以上、全国の宅老所を代表して要望します。

宅老所を全国に広める会

事務局：〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-8 日本女子会館 1F

NPO 法人市民福祉団体全国協議会内

Tel 03-6809-1091 Fax 6809-1093